



アストのなっとく講座

～保険料の控除証明、
自分で再発行可能に! 編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫


 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫


 「保険料の控除証明書」の準備が必要な時期ね。
年末調整で所得税と住民税の控除に使うから、大切に取っておかないといけない物よ。


 そんな季節ねえ…しみじみ。控除証明書、いざ必要になった時に無くしちゃったことに気付いて大騒ぎ!!
なあって人も多いんじゃない?だめよー?そういうのお姉ちゃんに怒られちゃうんだから。


 私は、そんなことで怒ったりしないわよ?


 (うわ、怖….)
そ、そうはいつでも! 保険会社へ問い合わせれば再発行が可能なのよね!!

 そうね。ただし再発行って、時間がかかってしまう場合が多いの。保険会社や代理店にお願いしてすぐ再発行して貰っても、最短で1～2日はかかってしまうもの。
場合によってはすぐ再発行が出来なくて、もう少しかかってしまうこともあるわよね。それで提出に間に合わないと、自分で確定申告をすることに…。

 うわ、ちょっとそれメンドクサすぎない? そうならないためにも、ちゃんと取っとなきゃね! てことね。

 その通り…
ここで終わるのが、去年まで。そう、今年は違うの!
今年度から画期的なサービスが始まったのよ。
その名も「保険料控除申告書 発行サービス」!
まだ損保 6 社の提携ではあるけれど、今まで保険会社にお願いで待つしかなかったものが、自分ですぐ出来ちゃうなんてびっくりよね。しかも、電子データですぐに貰えるから、待ち時間なし。

 すごくすごい!! 「今すぐ欲しいの!」なーんてワガママさんにもびったりね! でも、やっぱセキュリティ面とか気にならない?


 そこもモチロン安心! ID とパスワード登録をするから自分しか見られないの。ただし証明書発行サービス対象の商品は各社で違うから、そこは気を付けてね。
HPからは、電子データのダウンロードだけじゃなくて、ハガキの再発送もできるのよ。ただ、これは4日～6日くらいかかってしまうから、電子データの方がオススメかしらね。



■控除証明書は、1月～12月に払った地震保険料と生命保険料が対象。数年分の一括払いの場合、毎年控除証明書は来ないのよね。

■地震保険は5年一括がMAX。
ただ、実際控除されるときは計算方法は「地震保険料 ÷ 5年」と、毎年分けての控除がされるの。
■地震保険の付帯が無い、火災保険のみの契約。これはね、控除証明書は出ないの。だから注意が必要なの。
地震保険料控除は、所得税が上限5万円、住民税が上限2.5万円。控除額は税金が安くなるってことだから、ちゃんと覚えておいてね。

 なんか、難しくって分かんないにゃ…。

 ふふ、そうよね。実はこの時期、各保険会社のHPに保険料控除に関する特設ページが作られているの。
チャットでの質問も出来たりしてとっても便利だから、まずはそこをチェックしてみるのもオススメよ!

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/土日祝日 ■営業時間/10:00～19:00
E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/